

障害者の権利に関する条約及び児童の権利に関する条約の理念や内容、考え方について理解するとともに、虐待防止や合理的配慮、意思決定支援等に関して必要な知識や技術、支援のプロセスについて理解する。

◆主な内容◆

- ・ 障害者の権利に関する条約 ・ 児童の権利に関する条約
- ・ 児童虐待防止法と児童福祉法（社会的養護関連）
- ・ 障害者虐待防止法
- ・ 障害者差別解消法（理念及び合理的配慮と意思決定支援を重点的に）

◆研修講座名（例）◆

「権利条約と権利擁護」（講義 90 分）

- ・ 児童や障害者の権利とそれぞれの権利条約の理念を解説する。
- ・ 日本では 1994 年に「児童の権利に関する条約（以下、子どもの権利条約）」を、2014 年に「障害者の権利に関する条約（以下、障害者権利条約）」をそれぞれ批准しており、その経緯と趣旨を解説する。
- ・ 子どもの権利条約では「命を守られ成長できること」「子どもにとって最もよいこと」「意見を表明し参加できること」「差別のないこと」の 4 つの原則があり、子どもならではの権利も定められていることを解説する。
- ・ 障害者権利条約の第 5 条（平等及び無差別）で障害に基づくあらゆる差別禁止を謳うとともに、「合理的配慮の否定」を障害に基づく差別に含めたことが特徴の一つとなっていることを解説する。
- ・ 意思決定過程における障害当事者の関与について解説する。
- ・ 児童虐待防止法の概要と対象（児童福祉法との分担等）などについて解説する。
- ・ 障害者虐待防止法の概要（わかりやすい版使用）、学校長の義務等（間接的防止措置）について解説する。
- ・ 各分野における日本の取り組みや障害者差別解消法など、権利擁護に関する法令の理念や趣旨を中心に解説する。

◆到達指標◆（教育関係者・福祉関係者共通）

初級：権利条約や関係法令の趣旨を説明できる。

中級：合理的配慮や意思決定支援など、権利条約や関係法令に定められている内容を実践できる。

上級：合理的配慮や意思決定支援など、権利条約や関係法令に定められている内容について他機関・他職種に対して提案できる。

※ここでは、法令の概要について取り扱う。虐待に関する支援の実際等については、「【D 地域連携・協働】虐待の予防・早期発見・対応に関する連携（福祉分野）」で取り扱う。